

- 遵守基準…条例施行規則に基づく、一定規模以上の建築物等を新設又は改修する際に守るべき基準（建築物編以外は「整備基準」）
- 努力基準…条例施行規則に基づく、適合に努めなければならない基準
- ◎ 望ましい整備…遵守（整備）基準を満たした上で配慮することが望ましい事項（参考含む）
- ・ 必要な整備…条例施行規則には定めがないが、配慮することが望ましい事項（参考含む）

1 建築物編

⑧ 便所（トイレ）

車椅子使用者用便房

- 便房の内法寸法にライニング等は含めない ※
- 直径180cm以上の円程度が内接できるスペースを設ける（床面積2,000㎡以上の建築物）

便所全体

- ◎ 男女共用の便所・便房を設ける ※

一般便所

- ◎ 小便器や洗面器の脇に杖等を立てかけるくぼみ等を設ける ※

⑩ 宿泊施設の客室

- ◎ 客室出入口や手すりに室名を点字で表示する

⑪ 観覧席・客席

- ○ ◎ 通路幅や車椅子使用者用客席の広さや数の確保について解説を詳細化

⑬ 駐車場

- ◎ 車椅子使用者ほど広いスペースを必要としない歩行に配慮が必要な人が利用できる区画（優先駐車区画）を整備 ※

⑲ 店舗内の通路や座席

- ・ 店舗の種類等により、通路の解説を詳細化
- ・ 待合、試着室についての配慮事項を追加

※のある項目は公園編にも記載

2 道路編

① 歩道（歩車道の分離）

- 歩車道境界の縁石天端の高さは、車道面から15cm以上とする

- 横断勾配：1%以下とすること（透水性舗装としない場合又は地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合には、2%とすることができる）

② 歩道（歩道の有効幅員、勾配）

- 縦断勾配：5%以下とすること（地形の状況その他特別な理由によりやむを得ない場合には、8%とすることができる）

⑨ 視覚障害者誘導用ブロック

- 舗装面との輝度比が確保できるようにブロックを縁取るよう舗装の色を変えるなどの対応を標準とする

3 公園編

③ 階段・④ 傾斜路

- ◎ 手すりは上端・下端で水平に45cm以上延長する

⑦ 野外劇場・野外音楽堂

車椅子使用者用観覧スペース

- 床の端部に脱輪防止用の立ち上がりを設ける
- ◎ 複数設置するとともに、配置に配慮する

4 公共交通施設編

I 公共交通施設

⑱ 券売機

- ◎ 話し言葉によるコミュニケーションが困難な人の利用に配慮したインターホン等の設備を設ける

II 鉄軌道駅

② 乗降場（プラットホーム）

- ◎ 車椅子使用者が単独で乗降しやすい乗降口がある場合、その案内を行う